

再建主義ウォッチング掲示板 過去ログ

2004年6月18日(No.266)～7月20日 (No.346)

米国のキリスト教新右翼思想である「キリスト教再建主義」(Reconstructionism, Dominion Theology, Kingdom Now Theory, Theonomy) に対して、真剣な憂慮を表明する立場に立つ人たちのための、情報交換・意見交換・問題提起のための掲示板です。なお、この掲示板の趣旨と関係がないと管理者が判断した書き込みについては、書き込んだ方への事前の承諾を求めずに、一方的かつ独断的に削除することがありますので、ご了承ください。

[再建主義ウォッチング掲示板 現行ログ](#)



346 前提主義 (2)

[山谷](#) - 2004/07/20 21:59 -

<人間の理性能力は全的墮落の結果であり、人間の認識と神の認識とは完全に異なる>という前提に立つ前提主義は、言わば「大文字のPで始まる前提主義」とでも言うべきものであり、この意味での前提主義に立つならば、宇宙論的な15の法領域に即した人類の文化・社会・経済を、<純粹に聖書のみに基づいた決疑論によって、一からすべて構成し直さなければならない>という結論になります。

そうして、わたしは、「では、聖書から決疑論的に考えて聖書的野球を構成することが可能か?」「聖書から決疑論的に考えて聖書的労働組合運動を構成することが可能か?」「聖書から決疑論的に考えて聖書的オペレーションシステムを構成することが可能か?」というような、意地の悪い質問を、これまでに立てて来たわけです。

もちろん、そんなものが構成出来るわけがないのです。なぜなら、聖書は野球のルールブックとして書かれたわけではなく、労働組合運動の綱領として書かれたわけではなく、コンピューターソフトのソースコードとして書かれたわけでもないからです。

上記の野球・労働組合・コンピューターソフトは、すべて、聖霊の照明である一般恩恵によって与えられた「聖霊の賜物」(カルヴァン・キリスト教綱要)であり、それらは、<人間を救いに至らせることはないが、人間が秩序ある安寧な生活を送ることを可能にする神の恩恵である>(正統改革派教会大会カマラズー決議)であるのです。

では、人間を救いに至らせない知識は一般恩恵によって与えられるとしても、人間を救いに至らせる知識は、誰が、どのように与えるのだろうか?

人間を救いに至らせる知識を与えるのは、<聖書>であり、人間を回心させるのは、特殊恩恵としての聖霊の働きであるのです。

ここから、<救いに至らせる知識は聖書を通してのみ与えられ、救いに至らせない知識は一般恩恵によって与えられる>という、通常のキリスト教神学の考え方が導き出されて来るわけです。これが、<聖書は救いに関して正しい知識を与える>という、大方のキリスト教会の聖書観になるわけです。

そうして、わたしたちの常識で考えても、そういう聖書観の方が正しいであろうと思われるわけです。

これは、第二世紀の初代教父たちとて、同じ見解でした。彼らは、修辞学や論理学や弁論術や哲学を、異教徒の修辞学校やアカデメイアや家庭教師から学び、それらを、護教論のために利用したからです。

つまり、＜異教徒にも与えられている神からの一般恩恵＞という考え方が前提としてあって、はじめて、第二世紀のキリスト教神学の草創が可能になったわけです。そのキリスト教神学が四世紀以降、世界信条として結実したわけです。

これに対して、「大文字のPで始まる前提主義」に立つのであれば、ウェストミンスター信仰告白やカルヴァンを否定しなければならないだけでなく、世界信条のすべて、また、およそキリスト教神学と呼ばれるもののすべてを否定してかからなければならないことになるでしょう。

つまり、異教徒の修辞学校で学んだ第二世紀の初代教父以降のすべてのキリスト教神学と思想が、その出発点からして完全に間違っていた、ということになるのです。

こうして、「大文字のPで始まる前提主義」は、キリスト教2000年の営みの全てを根本から否定する思想である、ということが言えるのです。

■345 前提主義（1）

[山谷](#) - 2004/07/20 21:50 -

ヴァンティルの前提主義には、それが拠って立つための＜前提＞が存在しています。前提の前提、とでも言ったらよいでしょうか。

その前提の前提とは、（1）人間の理性能力は全的墮落の結果であり、（2）人間の認識と神の認識とは完全に異なる、というものです。

この（1）については、人間の理性能力が神認識において完全に無能であるばかりか、宇宙論的な15の法領域においても完全に無能である、というものです。

通常のキリスト教神学においては、全的に墮落した人間の理性能力が、一般恩恵・聖霊の照明を受けることによって、部分的にその理性能力を回復させることが出来ている、と考えます。だからこそ、異教徒ピタゴラスがピタゴラスの定理を得ることが出来たわけですし、異教徒ローマ人がローマ法において一夫一婦婚を定めることが出来たわけです。

しかし、一般恩恵・聖霊の照明を認めると、それは、理性の自律と自然法を認めることになってしまいますから、再建主義者はそれを否定しなければならないわけです。（よく考えれば、神の恩恵によって理性が支えられているわけですから、けして神に対する自律・自立にはなっていないはずなのですが）

そこで、再建主義者は、＜人間の理性能力は全的墮落の結果である＞と考えるしか道がないこととなります。

そうしますと、完全に無能な理性能力によって、なぜ異教徒ピタゴラスがピタゴラスの定理を得ることが出来たのか、また、異教徒ローマ人が一夫一婦婚をローマ法において定めることが出来たのか、大いなる疑問が残るわけです。

しかし、再建主義者は、それらは＜単なる偶然に過ぎない＞と考えるわけです。

このような考え方が、前提主義が成立するための<前提>として置かれている考え方なのです。少し考えれば、そのような<前提>は、聖書に書かれていることとも、人類の歴史とも、わたしたちの日常の経験とも、矛盾していることがわかるのです。

ここで、(2)の<神の認識と人間の認識は完全に異なる>という命題が意味を持つことになります。

つまり、前提主義の<前提>は、わたしたちの常識で考えて、どうみても間違っているように思えるのですが、神の認識と人間の認識は完全に異なっているわけですから、<わたしたちが間違っていると思うことは、神にとっては正しい>ということになるわけです。

こうして、再建主義による理性の完全否定が完成されることになります。

■344 聖書のみ

ただのおじさん - 2004/07/20 19:38 -

ヘブル書に対する質問に対する山谷さんのお答え遅ればせながら感謝申し上げます。

さて、私の教会の立場は私の過去の発言を見ても分かる通り非信条主義であります。そして私が前提主義の立場を取りうるのも非信条主義であるからだと確信しています。それは私の教会が「聖書のみ」の立場を重視するからであり、そうであるからこそ前提主義というものがあり得るのであると考えます。私の立場からすれば前提主義は非信条主義であるのが当然であり、信条主義に立つ前提主義には違和感を覚えます。

■343 再建主義と陰謀論

[山谷](#) - 2004/07/15 15:28 -

再建主義の父ラッシュドゥーニーは、「歴史とは陰謀の歴史である」と言っていますし、その女婿のゲイリー・ノースは、『聖書の陰謀論』という書物を書いています。陰謀論こそは、ポストミレニアリズムやセオノミーと共に再建主義を構成する、主要な要素なのだと思います。

再建主義者の陰謀論は、ドイツの哲学者ヘーゲルを陰謀家の思想的源泉と見ていて、エール大学の学生秘密結社「スカル・アンド・ボーンズ」がヘーゲルの歴史哲学の実現を目指し、世界政治を陰から操作しているというものです。

アメリカのプアホワイト層や極右ミリシア団体、白人分離主義団体が掲げるフリーメーソン／イルミナティ陰謀論が、おどろおどろしい内容を持っているのに対して、再建主義のボーンズ陰謀論は、アメリカの中流階級にアピールするような、<現代政治論>的な響きを持っています。いわば、富裕な人のための陰謀論、と言ってもよいでしょう。

陰謀論は、世界のあらゆる現象を完全に説明し尽くすことが可能な「説明理論の王様」です。それゆえ、<世界のあらゆる現象を特定の理論に基づいて全て整合的に説明すること>に対して強い欲求を持っている人にとっては、非常に魅力的なのです。

それゆえ、陰謀論に引きずり込まれて行く人には元共産主義者が多いのですが、再建主義は<特定の理論に基づいて世界を根本から再構成する>という、共産主義に似た主張がありますので、再建主義者が陰謀論を好むのは、ごく自然のことのようと思われます。

ハリー・ポッター大論争で経験したことです、陰謀論に深くはまり込んでいる人を説得して、陰謀論に背を向けさせることは、ほとんど、あるいは、まったく不可能であると思われます。

■342 陰謀論

3 3 4 - 2004/07/13 20:09 -

富井氏の911に関する記事は、あまりにもひどすぎる。
こんなことを信じている牧師は、まともではない。

■341 新約聖書神学に基づく三位一体的統治の概念と、
アジア社会（3）

[山谷](#) - 2004/07/12 23:05 -

そうしますと、アジア社会は、現状においてすでに<キリストの王権的祭司的統治を実現している>と見ることが可能になります。つまり、新約聖書の書簡において述べられているように、キリストは勝利者として現時点において宇宙を支配しておられるということになるわけです。

では、キリスト教会に与えられた中間時におけるもうひとつのミッションは何かと言いますと、それは、<国家の絶対主権>と<社会の分散主権>がその潜在的な悪鬼的性格を露見させて悪鬼化することがないよう、<世界的な諸教会の連帯において監視し><預言者的な声を挙げ><キリスト者の抵抗権を行使し>て、それらの悪鬼化を抑制することにあるのです。これがすなわち、<今は不法の者の出現を阻止するものがある>と言われているところの、教会のミッションなのです。

そうして、この世界観的パラダイムは、ハインリッヒ・シュリーア、ギュンター・デーン、オスカー・クルマン、ヘンドリクス・ベルコフといった新約聖書神学者・組織神学者による、緻密な新約聖書の釈義と教義学的検討によって詳細に検討されているものですから、<学問的な確かさ>を持っているということが言えるのです。

■340 新約聖書神学に基づく三位一体的統治の概念と、
アジア社会（2）

[山谷](#) - 2004/07/12 23:04 -

さて、以上の課題に対して応えることが出来るのが、「**新約聖書の世界観的パラダイムに基づく三位一体的統治の概念**」であると、わたしは考えます。

それは、次のように図式化されます。

1. 「キリスト教会」は、キリストをかしらとする宇宙的なくキリストのからだ>であり、自然と恩恵との完全な調和である。キリスト教会は、キリストの頭首権に服し、聖化のプロセスを進み、キリストの再臨によって完成され、永遠に存続する。

2. 「諸民族・諸言語・諸文化・諸宗教」は、キリストをかしらとする<宇宙論的な15の法領域>あるいは<社会の分散主権>であり、その本質は、キリスト高举によって打破され、キリストの頭首権に従属させられた<ストイケイア・宇宙の構成に関わる諸霊>である。これらは、キリスト初臨と再臨の間の<中間時>において役割を果たし、キリストの再臨をもって解消されることになる、一時的存在である。

3. 「諸国家・諸政府」は、キリストをかしらとする<国家権力>あるいは<国家の絶対主権>であり、その本質は、キリスト高挙によって打破され、キリストの頭首権に従属させられた<位・主権・支配・権威>である。これらは、キリスト初臨と再臨の間の<中間時>において役割を果たし、キリストの再臨をもって解消されることになる、一時的存在である。

以上の図式に、アジア社会の状況をあてはめてみますと：

- 1 のカテゴリーには、アジアにおけるキリストの諸教会があてはまります。
- 2 のカテゴリーには、アジアにおける諸宗教（仏教・ヒンズー教・イスラム教・儒教・道教・アニミズム・先祖崇拜）があてはまります。
- 3 のカテゴリーには、アジアの諸国の政府があてはまります。

1 と 2 と 3 のカテゴリーはいずれも、キリストの頭首権に服しています。1 は<伝道と聖化と奉仕>というミッションを<中間時の中間倫理>において生きており、2 と 3 は<社会の秩序と安寧の維持>というミッションを、<中間時の中間領域>において遂行している、ということになります。

そうして、ストイケイア・位・主権・支配・権威は、いずれも悪鬼的天使的勢力であるわけですから、「他宗教は悪霊宗教である」と見る原理主義的な立場の観点を満足させることが出来ますし、他方、ストイケイア・位・主権・支配・権威は、いずれも打破されて、キリストの頭首権に従属させられ、キリストのしもべとして奉仕させられているわけですから、「他宗教は準キリスト教である」と見る護教論的な立場の観点をも満足させることが出来るのです。

さらに、他宗教は、ストイケイアを<仲介者>として神と関わりを持っているのに対して、キリスト教は、キリストの救いの出来事において<無媒介>で神との関わりを持っているのですから、伝道への動機付けが解消されることにはならず、むしろ、強められるのです。

このパライムであると、<イエスキリストのユニークさを失うことなしに、キリストの頭首権のもとでの他宗教のそれぞれ固有なミッションを認める>ことが可能になるのです。

新約聖書の世界観的パラダイムに基づく三位一体的統治の概念図

□337 新約聖書神学に基づく三位一体的統治の概念と、
アジア社会（1）

[山谷](#) - 2004/07/12 22:46 -

アジア社会では、異なる民族と異なる宗教と異なる文化が共存することが、<社会の秩序の維持>のために非常に重要です。

この状況に対してキリスト教神学は、どのような世界観的基盤を提供することが出来るのでしょうか？

宗教多元主義はひとつの回答ですが、これであるとキリスト教が他宗教と等価に置かれてしまい、イエスキリストのユニークさが失われることとなります。

包括主義はもうひとつの回答ですが、これであると伝道への動機付けが解消されてしまい、やはり、イエスキリストのユニークさが、実際面で失われることとなります。

しかし、**原理主義**という回答を選択するならば、多宗教と他民族の共存が求められるアジア社

会の文脈においては緊張を生み出すことになってしまい、＜社会の秩序の維持＞が困難になる恐れがあります。

そこで、原理主義でもなく、宗教多元主義でもなく、包括主義でもない、第四の＜世界観的パラダイム＞が要求されることになるのです。

この世界観的パラダイムは、「他宗教は悪霊宗教である」という原理主義的な観点（奥山実氏）をも、「他宗教は準キリスト教である」という護教論的な観点（C.S.ルイス）をも、満足させるものでなければなりません。そうでないと、その世界観的パラダイムは、キリスト教会内部に見解の相違による対立を引き起こすことになるからです。

□335 反律法主義？

[山谷](#) - 2004/07/09 22:48 -

律法が廃棄されたということを強調すると、必ず再建主義者側から来る反論の言葉が、「それは反律法主義であり、それだと、世界は無法状態に陥って、社会が崩壊する」というものです。

つまり、「反律法主義」という言葉を、＜あらゆる法を否定する無法主義＞という意味に拡大して、用いているわけです。

そうしますと、こちら側は単に「司法律法は廃棄された」と言っているのに過ぎないのに、あたかも「自然法も律法も教会戒規も、すべての法が廃棄された」とこちら側が言っているかのようにして、反論をしてくるわけです。

しかし、この掲示板で論じてきたように、＜律法が廃棄されることは、《自然法》が廃棄されることを意味しない＞、＜律法が廃棄されることは、《肉のわざのリスト》が廃棄されることを意味しない＞、＜律法が廃棄されることは、《国家権力》が廃棄されることを意味しない＞、＜律法が廃棄されることは、教会の《解き・また・つなぐ》戒規の権能が廃棄されることを意味しない＞のですから、律法が廃棄されることで世界が無法状態になることは、絶対にあり得ないのです。

現代の教会が、現代社会における「教会と国家」の問題を考えるためには、近代の合理主義的な自然法論に対して、新約聖書神学に立脚した＜新約聖書的自然法論＞を考究して行く必要があるでしょう。この分野においては、第二ヴァチカン公会議が、「真の自然法」（神定法としての自然法）の現代社会における回復について言及していますが、プロテスタント側でも、そのラインでの仕事が今後クローズアップされて来ることになるであります。

さて、ミシシッピ州ジャクソンの第一長老教会主任牧師で、改革派神学校教授であるリゴン・ダンカン博士によれば、＜再建主義の言う「反律法主義」の定義にあてはめれば、ウェストミンスター信仰告白は反律法主義ということになる＞と論文で結論付けています。

御存知のように、ウェストミンスター信仰告白は、反律法主義ではなく、律法の第三用法を認めているわけですが、再建主義者の理解によれば、司法律法の有効性を認めない立場はすべて「反律法主義」なのですから、「ウェストミンスター信仰告白すら、反律法主義ということになる」（リゴン・ダンカン）のです。

つまり、再建主義者の言う「反律法主義」という言葉は、＜「旧約の司法律法の現代社会における厳格な適用」に反対し否定する意見＞を、すべて「反律法主義」と言っているに過ぎない、ということなのです。

そこで、今後、この掲示板では、再建主義者が言う「反律法主義」を、より正確に「司法律法廃棄論」と呼ぶことにしたいと思います。

□ 333 新しい掟

[山谷](#) - 2004/07/09 14:31 -

ヨハネの第一の手紙で言われている「互いに愛し合いなさい」という掟は、主イエス御自身によって、わたしたちに与えられたものです。すなわち、ヨハネによる福音書13:34に、

あなたがたにく新しい掟>を与える。互いに愛し合いなさい。
わたしがあなたがたを愛したように、あなたがたも互いに愛し合いなさい。

と言われている通りです。

さて、<国家権力>は自然法に批判される実定法によって犯罪者を例外なく罰することにより、法の下での平等を実現しようとするわけですが、これは、社会の秩序と安寧を維持することを目的としているからです。

これに対して、<教会>は、聖化のプロセスから脱落したキリスト者に「肉のわざのリスト」に照らして教会戒規を執行するわけですが、その目的とするところは、罰することではなく、むしろ、そのキリスト者を再び聖化のプロセスに復帰させることを目的としているわけです。つまり、その動機は、主イエスが与えられた新しい掟である「愛」を動機としているわけです。

このようなわけで、牧会的配慮を行った結果、そのキリスト者が悔い改めて、肉のわざのリストに記された行いを捨て去るならば、<完全なゆるし>が与えられて、除名処分の執行は留保されることになるのです。

つまり、教会は、<新しい掟><愛の律法>によって規定されており、<恵みの経綸>を生きており、また、<多く赦されたものは、多く愛する>という霊的経験を生きているからです。

□ 332 古い天地は過ぎ去った？

[山谷](#) - 2004/07/07 14:42 -

天地が過ぎ去るまでは、律法は一点一画も廃れることはない、と主イエスは言われました。

ところで、フルプルテリストは、「古い天地は過ぎ去り、今は、新天新地なのだ」と言っています。

すると、現時点においては、律法は過ぎ去ってしまったこととなり、再建主義の政治的アジェンダは、ナンセンスになってしまいます。

いったい、フルプレテリストであることと、再建主義者であることとは、両立するのでしょうか？

□ 331 質問への答え

[山谷](#) - 2004/07/06 23:39 -

>キリストご自身が、律法が破棄されたと教えるものは御国でもっとも小さいものとされ、律法を守るように教えるものは御国で偉大とされるといわれていることについてはどのようにお考えになられますか？

キリスト集中論的に考えて見ましょう。

主が十字架にかかれる前に、もし律法が廃棄されてしまったならば、主が律法の呪いを受けて殺されることは、不可能になってしまいます。さらに、主も律法から解かれ、悪鬼的天使的勢力も律法から解かれてしまっているわけですから、悪鬼的天使的勢力が主を十字架につけて殺しても、悪鬼的天使的勢力は律法違反者にはならず、それゆえ、十字架によって彼らが打ち破られるという事態にはならなかったであろうと推測されます。

それゆえ、主が十字架にかかれる前には、<律法は廃棄されてはならない>のです。しかし、ひとたび主が<律法のもとで>十字架にかけられて、殺されたのならば、悪鬼的天使的勢力は打破されてしまったわけですから、律法はそのミッションを終えて、パウロが言う通り<廃棄される>ことになるのです。

つまり、旧経綸と新経綸が、主の十字架の死の瞬間で転換しているために、その前と後とでは、律法が<廃棄されてはならない><廃棄されてもよい>という、違った扱い方をされることになるのです。

>それから、1テモテ1：8、1ヨハネ5：3についての解釈についてもお考えを伺いたいです。

1テモテ1:8は、教会戒規の執行の対象となる者のリストであると考えることが出来ます。キリストに結ばれた者は、このリストにあるような罪を犯さないはずなのです。なぜなら、ヨハネが「神から生まれた人は皆、罪を犯しません」と言っている通りです。

しかし、中間時においては、キリスト者の聖化はまだ完成されておらず、キリストの再臨を待っているわけですから、信仰を捨てて、聖化のプロセスから脱落し、罪を犯す人々が、実際には出てくるわけです。

そこで、教会は、キリストからゆだねられた<解き・また・つなぐ>権能を執行して、罪を犯した人々に牧会的配慮を行いつつ、どうしても悔い改めようとしない場合には、除名処分を行うのです。

この場合、1テモテ1:8のリストに該当する罪を犯した人々は、当然のことながら、除名されることになります。

一方、国家権力は、罪を犯した人々を、自然法に根拠した実定法によって裁き、必要な罰を与えて、悪を根絶または抑制し、社会の秩序と安寧を維持することになります。

では、律法が廃棄されたならば、父や母を殺したり、他の人を殺したり、売買春を行ったり、男色や誘拐をしたり、偽証をしても、教会から除名処分を受けず、国家権力による裁きも受けずに済むことが出来るようになるのだろうか？

そんなことは、ないのです。<自然法>と<肉のわざのリスト>が存在しているのですから、たとえ律法が廃棄されたとしても、そのようなことを行えば、教会から除名されることになるであろうし、国家権力から、それぞれの罪に相当した裁きを受けることになるのです。

ただし、教会は、まず牧会的配慮を行い、悔い改めさせて、聖化のプロセスに引き戻すことを主目的としているのですから、戒規の執行は機械的に行われるのではなく、相当な柔軟性を持って行われることになります。それゆえ、聖職者は、犯罪者から犯罪の事実を告白されても、それを牧会の権限において内密に取り扱い、ただちに官憲に通報しなかったとしても、「犯人隠匿罪」には問われないのです。この、聖職者の牧会権は、現代の諸国の法制度においても認められているものです。日本でもそのようになっているはずです。

1ヨハネ5:3の「掟」については、その文脈上、「その掟とは、神の子イエス・キリストの名を信じ、この方がわたしたちに命じられたように、互いに愛し合うことです」と言われている、3:23を指すものと考えられます。つまり、ここで言われている掟とは、互いに愛し合うという「愛の律法」であり、これが、廃棄された律法に代わってキリスト者の生を規定するものとなるのです。

上記に関連した議論については、すでに、次のログにおいて相当論じて来ていると思いますので、もう一度目を通していただければ幸いです。

- No.260 ゆるやかな肉のわざのリスト
- No.264 国家権力・法・モーセの律法・教会
- No.287 廃棄か変換か
- No.291 十戒
- No.292 国家権力も廃棄されるのか？
- No.306 十戒について
- No.309 第三用法
- No.310 役割分担と運用

□ 330 自然法と律法（2）

[山谷](#) - 2004/07/06 15:06 -

さて、律法が廃棄されたら、律法の映し鏡である自然法も廃棄されることになるのだろうか？

そんなことはないのです。なぜなら、自然法も律法も、神の「永遠法」を根拠としているのであり、律法が廃棄されたとしても、その上位にある「永遠法」が廃棄されることにはならず、また、その永遠法から分岐している自然法も、廃棄されることにはならないのです。

では、このような考え方を、ローマ書冒頭の議論は、支持するのだろうか？ ローマ書冒頭では、ノモスという言葉を使って議論していますが、＜神の指によってノモスが異邦人の心に記され、また、神の指によってノモスが二枚の板に記された・だから・ノモスに従って生きる者は、異邦人であれユダヤ人であれ、ノモスの要求を充足することになる＞とされています。

では、異邦人の心に記されたノモスと、二枚の板に記されたノモスは、優劣の関係にあるのだろうか？ それとも対等なものなのだろうか？ それとも二つは異なるのだろうか？

パウロは、ローマ書冒頭の議論で、明らかに「対等」とであると述べています。では、対等であるのなら、どうして自然法に加えて律法が与えられる必要があったのだろうか？ 自然法だけで事は足りるはずではないのか？

これに対してパウロは、ローマ書及びガラテヤ書において、＜律法が与えられたのは、違反を増し加え、人間を罪の中に閉じ込め、人間の罪を暴露し、こうして、キリストのもとに連れて行くためであった＞という、律法だけに与えられた「特殊なミッション」について論じている

のです。

つまり、律法にあって、自然法にないのは、キリストに連れて行くという、＜キリスト集中論的なミッション＞であるわけです。

ところで、人々をキリストのもとに連れて行くという律法の特殊なミッションは、キリストの十字架の救いの完成によって、＜使命達成＞されたわけですから、パウロは、律法がそのミッションを終了して、廃棄されたのだ、と言っているわけです。

では、キリスト到来後の社会は、何によってその秩序と安寧を維持すればよいのだろうか？「自然法」と「律法」が、「永遠法」という上位の概念から分岐するものとして、対等な関係にあるのであれば、律法が廃棄されても、自然法が廃棄される必要はなく、引き続き自然法が、社会の秩序と安寧の維持というミッションを遂行することが出来るのです。

しかし、もし律法が自然法に絶対的に優位しているのであれば、キリスト者は、自然法を廃して、律法によって置き換えなければならないはずです。

初代教会のキリスト者は、これをどう考えたのでしょうか。
使徒言行録第15章に見える世界最初の全地公会議（使徒会議）は、＜異邦人キリスト者はノアの四戒を守りさえすればよい＞と決定したのでした。これは、聖霊によって使徒たちが導かれた結論です。

もし、自然法を律法によって置き換えなければならないのであれば、使徒会議は＜異邦人は律法を守るべきである＞と決議したはずです。

しかし、実際には、ノアの四戒を守ればよい、と言ったのです。では、それは、ノアの四戒だけを守って、後はすべて自由だ、ということなのだろうか？ つまり、偶像崇拜・不品行・血・屠殺していない肉、を忌避しさえすれば、他はすべて自由であり、どんな罪を犯してもよい、ということになるのだろうか？

そうではないのです。ノアの四戒が与えられたのは、異邦人キリスト者が、＜ローマ帝国の国家権力（悪鬼的天使的勢力）が自然法によって統治することによって、秩序と安寧が維持されている社会＞に生きていることを前提にしているのです。

使徒会議が、異邦人キリスト者にノアの四戒を課したということは、自然法の機能と有効性を認めたことをも意味しているわけです。そのラインに立って、16世紀以降の諸信仰告白もまた、神の指によって記された自然法、という自然法理解をしているのです。

もし、どうしても自然法を律法によって置き換えたいのであれば、まず最初に、使徒言行録15章の使徒会議の決定を「誤りであった」として取り消した上で、なおかつ、自然法と律法を対等に見ているローマ書冒頭の議論を正典から削除し、さらに、律法廃棄に言及しているエフェソ書、コロサイ書、ヘブライ書の該当部分をも正典から削除しなければならないはずです。

これを行うためには、考えられる方法としては、（１）全地公会議を再召集して、最初の使徒会議の決定を廃棄するか、（２）最初の使徒会議の決定を受け入れない「分派」を形成するか、しかないでしょう。

しかし、（１）は、あり得ない話ですし、（２）を選ぶなら、世界中のキリスト者から「それはもはやキリスト教ではない」と言われても、仕方がないことだと思われれます。

■326 自然法と律法（1）

山谷 - 2004/07/06 14:53 -

大陸系の諸信仰告白では、神の指によって人間の心に記されたのが「自然法」であり、神の指によって二枚の板に記されたのが「律法」とされています。ここから、「自然法」も「律法」も、共に神の「永遠法」に根拠したものだ、という考え方が導き出されます。

これらに対し、諸国家の政府が制定する法は「実定法」であるわけですが、実定法が必ずしも「自然法」や「律法」の趣旨に合致するわけではありません。それゆえ、実定法に対する上位の批判的原理として「自然法」と「律法」が機能するわけです。

では、自然法と律法のミッションは、いったいなんであるのか？ 両者に共通するのは、国家権力である悪鬼的天使的勢力の「裁きの執行」（物理的強制力・あるいは・暴力）を借りて、墮罪後の世界における社会の秩序と安寧の維持を行うことです。

さらに、自然法ではなく、律法だけに与えられた特殊なミッションは、（1）人間を支配する内的な罪の原理を暴露して、キリストを信じる信仰による救いへと連れて行くための、「養育係」としての機能。（2）すべての律法違反者を悪鬼的天使的勢力による呪いによって滅ぼすための「全宇宙的な呪いの執行者」としての機能。（3）すべての悪鬼的天使的勢力を律法制定の当事者に組み込むことによって、キリストの十字架により悪鬼的天使的勢力を打破するという、「トラップ」（アウグスティヌス）としての機能。この三つです。

■325 神学の違いを争っても不毛です

ただのおじさん - 2004/07/06 12:15 -

山谷さんに対する投稿は、山谷さんに対して、単に投稿者が、山谷さんと神学が違うので疑問に思っているだけであって、投稿者の投稿が既に山谷さんと異なる神学を前提に持って発言なさっていると判断できます。自らの神学を絶対化している危険さえ見えます。聖書の引用もその神学に基づいてなされているだけにしか思えません。自らの神学にこだわるのであれば、幾ら疑問をぶつけても満足 of いく回答はかえってこないと思った方が良いでしょう。再建主義とは違うとは思いますが、明らかに自らの神学によって立った疑問ですね。

■324 キリストの戒め

ただのおじさん - 2004/07/06 12:02 -

山谷さんに対する投稿を見ていると、

>律法

などのような言葉の定義が曖昧に思われます。その様な言葉の定義の曖昧さ、不一致さが、かつて他の場所で行われた議論を不毛にしていたのです。

キリストは新しい戒めを与えたと言っています。それは古い戒めに対する上位互換なのです。古い契約による律法を守らなくても、上位互換であるキリストの戒めを守ればいいのです。それがクリスチャンに求められていることは明白です。古い律法が生きているのであれば、なぜわざわざキリストが新しい戒めを与えますと言ったのでしょうか？

さらにその新しい戒めを前提にした発言が書簡にあるのを認めないのでしょうか？

なぜそこにおかしさを感じないのでしょうか？

なぜわざわざ律法によって異邦人は生きなければならないような主張をするのでしょうか？

キリストの戒めは、ユダヤ人に対して与えられたわざわざ古い契約の律法を守らなくても神が

人にどのように生きるべきかを異邦人にも分かるように示したものです。
私たちクリスチャンとしては、キリストの戒めを守るべきです。
律法の過度の偏重によってキリストの戒めを無にすることは聖書の理解としておかしいと思います。
キリストの戒めを尊重することを無律法主義というのは変だと思います（ローマ書参照）。

参考箇所

ヨハネによる福音書 15章
ヨハネによる手紙第1
ヘブル人への手紙 8～10章
（エレミヤ書 31章 31～33節）
ローマ書 1～7章
ガラテヤ書

■323 罪に関して

にゃんきち - 2004/07/06 08:41 -

連続投稿もうしわけありません。

罪に関して1つ質問があります。クリスチャンは聖化の途上にあっても罪をまったくおこなさないわけではないと思います。クリスチャンが罪を犯すといわれる場合、その「罪」を定めるのはなんであるとお考えでしょうか？もちろん、この場合、法律上の法を犯す犯罪だけでなく聖書のいう罪も含まれます。

ご回答よろしくおねがいたします。

■322 律法について

にゃんきち - 2004/07/06 08:28 -

キリストご自身が、律法が破棄されたと教えるものは御国でもっとも小さいものとされ、律法を守るように教えるものは御国で偉大とされるといわれていることについてはどのようにお考えになりますか？

それから、1テモテ1：8、1ヨハネ5：3についての解釈についてもお考えを伺いたいです。

私は、異邦人とユダヤ人の隔て、割礼、律法遵守による救い、祭り、新月、安息日(安息年)、司祭制度、いけにえの規定、食物規定等は現代では破棄されており、キリストの影であって本質的ではないと考えています。しかし、無律法主義は再建主義の反対の極端であると思います。

■321 自然法について

にゃんきち - 2004/07/06 08:16 -

おへんじありがとうございます。

自然法について疑問をもちました。もし自然法の論拠がローマ書にあるのであれば自然法は律法と一致しなければなりません。よって、律法は破棄されたとしながら、自然法は今もなお有

効であるというのは論理的に成立しないと思います。

ラッシュドゥ-ニーの場合は、自然法と実定法(人定法)を明確に区別していると思います(富井さんの場合は曖昧かもしれませんが)。彼が自然法は存在しないという場合、ローマ書には人間の心に刻まれたのは律法であると書かれているからだとは私は個人的に解釈しています。よって、彼からすれば、この世には律法に起源を置く法と人間が律法や普遍的な価値観とは無関係に独自に作った実定法しか存在しないのであると思います。そこで、律法違反に接触する実定法は退けられ、律法とは無関係の事項については原則自由という考え方をしているのではないのでしょうか。

■320 投稿削除のおしらせ

[山谷（管理者）](#) - 2004/07/05 09:39 -

f m s さまが2004年7月4日15:41に投稿された「ヒステリックな富井先生へ。」と題する投稿（ログNo.317）は、すでに富井様が読まれたものと思いますので、本日午前9時35分をもって削除させていただきました。

また、それと共に、観客様の2004年7月5日6:33と同日6:52の、f m s 様に対する投稿（ログNo.318&319）も削除させて頂きました。

当方では上記ログをいずれも保存していますので、質問のある方は山谷までメールにてお問い合わせください。

また、この削除措置に疑問のある方は、同様に、メールにて山谷へお問い合わせください。

なお、当掲示板の削除権限は、管理者の独断で行われておりますので、お問い合わせ下さっても、必ずしも納得していただけるような回答が出来ない場合があります。あらかじめ御了承ください。

■316 ヘブル書の律法廃棄論

[山谷](#) - 2004/07/02 14:25 -

律法の廃棄を明確に述べているのが、エフェソ書、コロサイ書と共に、ヘブル書であるわけです。

ヘブル書では、レビ系の祭司制度に基づいて律法が付与されたが、今や非レビ系であるイエス・キリストが大祭司となられたのであるから、当然、律法も変更されることになる、と論じられています。

そうして、レビ系の祭司制度に基づいて与えられた律法は、無力で人を救うことが出来なかったために、廃棄された、と明確に述べられています。

そこで、旧約律法が現経綸においても有効であり、司法律法として機能すべきだと主張するのであれば、それは、非レビ系の大祭司である主イエス・キリストを、大祭司職から廃して、再びレビ系の祭司を就任させなければならない、ということになってしまいます。

そこで、ヘブル書が言っているのは、＜部分的変更＞なのだという主張が再建主義側から出てくるわけですが、ヘブル書の文脈では、明確に＜廃止された＞と言われているのですから、どうしても説明がつかないわけです。

■315 山谷さんへ質問

ただのおじさん - 2004/07/01 23:34 -

律法を重視すると、ヘブル人への手紙の内容と齟齬をきたすように思えますが、どうなのでしょう？

■314 パリサイ人の義

[山谷](#) - 2004/07/01 14:44 -

律法が与えられた目的は、律法によって人間の罪性が暴露されるためであったのですが、パリサイ人は、＜自分たちは完全に律法を守ることが出来る＞と主張したために、少なくともパリサイ人にとっては、律法は人間の罪性を暴露するというミッションを果たすことが出来なかったわけです。

この律法による義を認めるならば、キリストの贖罪はパリサイ人にとっては不要ということになり、また、人間の全的墮落という教理も誤っている、ということになってしまいます。

そこで主は、＜パリサイ人の律法による義では、天国に行くことが出来ない＞と主張する必要があったのです。なぜなら、パリサイ人の律法による義は、外面的な行為が律法に従っているというだけのことであって、その内面にあっては、万人と同様に、罪の原理が支配していたからです。

そこで、パリサイ人に対しては、その＜内的な罪＞を暴露する意図を持って、主イエスは、律法をさらに先鋭化した教えを説く必要があったのです。それが、「7を70倍するまで赦しなさい」「目が姦淫の想い抱かせるのなら、目をくじりだしてしまいなさい」「右の頬を打たれたら、左の頬を差し出しなさい」「金持ちが天国に入るのは不可能に等しい」などの教えです。これにより、律法を守っていると主張しているパリサイ人たちが＜白く塗った墓＞に過ぎないことが、暴露されるわけです。

さて、律法のミッションは、人間の罪を暴露して、救い主キリストを信じる信仰による義へと連れて行く「養育係」として機能することにあります。

パリサイ人の場合には、律法だけではそのミッションが達成できなかったもので、主イエスは、さらなる「養育係」を提供されたわけです。

人が自分の罪を自覚して、キリストを信じ、救われ、聖化のプロセスを歩み始めたのなら、もはや律法の下にはいない＞のです。御霊の支配の下に入っているからです。

では、律法は、＜このあと＞は、何をすればよいのだろうか？

聖化のプロセスから脱落した人を、＜脱落した＞と判定する仕事をすればよいのだろうか？ いや、＜ノアの四戒＞＜自然法＞＜肉のわざのリスト＞があるのだから、それは、もはや律法の仕事ではないのです。

では、聖化のプロセスから脱落して犯罪者となった人を、＜罰する＞仕事をすればよいのだろうか？ いや、＜国家権力＞と＜自然法＞があるのだから、それは、もはや、律法の仕事ではないのです。

では、律法は、何をすればよいのだろうか？

キリスト者の聖化の指針として、役に立つことは出来るでしょう。それが、律法の第三用法です。

しかし、再建主義者は、律法によって現代社会の司法制度を構築し、これにより、犯罪者を処罰せよ、と主張しているのです。

そのためには、国家権力をキリスト者が征服して、キリスト者が国家権力の行使者となり、律法による司法制度を導入すればよいのです。

しかし、国家権力の本質は、何であるのか？ それは、キリストの高挙によって打破されて、キリストの頭首権に従属させられた、キリストに仕える悪鬼的天使的勢力であるのです。

では、キリスト者が悪鬼的天使的勢力を征服することが、出来るのだろうか？

コリント書を見ると、キリスト再臨のときに、＜キリスト＞が位・主権・支配・権威を滅ぼして、国を父なる神に渡されるのだ、とされています。

では、キリストが再臨する前に、キリスト者は悪鬼的天使的勢力を滅ぼして、国を父なる神に引き渡すことが出来るのだろうか？

キリストがキリストの再臨によって行うべき事柄を、キリスト者はキリストに先立って、あるいは、キリストの力に優越して、行うことが出来るのだろうか？

わたしは、それは、出来ないだろう、と思います。

そうして、再建主義者は、それが出来る、と言うのです。

□311 律法について

にゃんきち - 2004/07/01 11:22 -

こんにちは。まことさんお久しぶりです。といっても忘れられちゃっているかもしれないです。

福音書において、イエスは律法を破棄しに来たのではなくて成就しにきたといっています。また、パリサイ派の言っていることは正しく、行わなければならないとされていますし、律法が破棄されたと教えるものは御国でもっとも小さいものとされ、律法を守るように教えるものは御国で偉大とされるとも言われています。

再建主義者の人たちは、律法が破棄されたと言われる場合、それは罪が赦され天国に行くことができる条件としては律法は機能しないと主張しているのもあると思うのですが。その上で、律法の重要性を訴えていると思います。これまでの議論をざっとみると、そのへんのところの議論やまことさん側からの反論が不十分に思います。

□310 役割分担と運用

[山谷](#) - 2004/06/28 11:57 -

下記のように、聖化のプロセスにあるキリスト者は、プロセスから脱落して肉のわがを現した場合は、＜自然法＞＜ノアの四戒＞＜肉のわがのリスト＞によって規制を受けることになるわけですが、ノアの四戒については、キリスト集中論によって、「血と絞め殺した動物の肉」が緩和され、残りの二戒については、肉のわがのリストと内容が重複していますから、現経緯に

おいては<自然法>と<肉のわざのリスト>が、キリスト者を規制していることになるわけです。

そうして、<自然法>によって規制する役務を帯びているのが「国家権力」であり、<肉のわざのリスト>によって規制する役務を帯びているのが、「信仰共同体」なのです。つまり、国家と教会です。

国家権力の本質は、キリスト頭首権に従属する悪鬼的天使的勢力です。教会の本質は、キリストをかしらとする宇宙的なキリストのからだです。

こうして、国家の権能も教会の権能も、共にキリストの頭首権に由来する、と言うことが出来ます。カルヴァンが、国家と教会は、右目と左目の関係だ、というのは、このことを指しています。

国家は、社会の秩序と安寧を維持する目的に適う限りにおいて、自由に諸法を制定し執行することが出来ます。ただし、諸法・諸制度に対する批判的原理としての「自然法」に従わなければなりません。

一方、教会は、キリスト者の聖化のために牧会的配慮を行い、聖化の促進に役立つ限りにおいて、「肉のわざのリスト」のあいまい条項を利用して、リストを広げることが出来ます。具体例としては、ホーリネス系諸教会におけるタバコ・飲酒・賭博の禁止がありますし、アナバプティストのアーミッシュ派におけるボタン・ネクタイ・自動車・電化製品の使用禁止があります。近年では、リベラル派の教会の中で、地球環境を汚染する化学製品や過剰な消費行為を避けるという方向性も出て来ています。環境保護をキリスト者の聖化の重要な一部として考えているわけです。

このように、信仰共同体は、「肉のわざのリスト」を相当柔軟に運用することが出来るのですが、リストの追加だけでなく、リストの削除も行われており、過去には「血を食べること」「絞め殺した動物の食肉」が、削除されました。ドイツのキリスト者は、ですから、血のソーセージを食べることが、何ら問題とされません。

□ 309 第三用法

[山谷](#) - 2004/06/28 10:52 -

>新約聖書の教えや、律法や十戒の教えを、聖化への指針として受け止めることができることは、感謝です。

大切なのは、キリスト集中論的な視点だと思います。なぜなら、キリストから離れては、わたしたちは、何もすることが出来ないからです。内住の聖霊を通して働くキリストの十字架と復活の力がないならば、新約聖書の戒めも、十戒も、律法も、わたしたちを救うことは出来ません。それらは、無力な文字に過ぎないからです。

しかし、キリストに結ばれて聖化されて行くなれば、わたしたちは、律法の二枚の板が要求する「神への愛」と「隣人への愛」を生きて、実を結ぶことが出来るようにされるのです。

十戒について、ハイデルベルク信仰告白は、**回心したキリスト者と言えども、完全に十戒を守れる者は誰もいない**、と明確に述べています。なぜなら、キリスト者は、聖化のプロセスの途上にあり、キリスト再臨を待って始めて聖化が完成されるからです。

では、だれも守ることの出来ない十戒が、なぜ与えられているのか？ ハイデルベルクは次の

ように答えています。

「第一に、われらの全生涯にわたって、われらがいよいよ自分の罪深い性質を知り、キリストにある罪の赦しと義とをいよいよ熱心に求めるようになるためである。第二に、われらはいよいよ神の似姿へと新たにせられ、ついにはこの世の後に完全の目標に達するために、神に向かって聖霊の恵みをたえず祈り求めるためである」

上記の二番目が、いわゆる「律法の第三用法」と呼ばれるものです。

第一用法は、社会の秩序と安寧を維持する司法としての用法。

第二用法は、人間の内的な罪の原理を暴露して、福音へと連れて行く養育係としての用法。

第三用法は、聖化の指針としての用法です。

さて、では、第三用法としての律法、すなわち、聖化の指針としての十戒は、それでもなお、絶対的なものなのだろうか？ 再建主義者は、律法の第三用法の中に「司法律法」を滑り込ませて、温存させ、これにより、非行児童や堕胎者や同性愛者の公開処刑・公的福祉の全廃などの政治的アジェンダを実現させようと目論んでいるのです。

わたしは、第三用法としての十戒すらも、すでに、キリスト集中論的な視点によって相対化されていると思うのです。なぜなら、使徒言行録第15章に見える使徒会議（歴史上最初の公会議）は、異邦人キリスト者が守るべき規律として、ノアの四戒を提示したに過ぎないからです。

ノアの四戒とは、偶像礼拝の禁止、売買春の禁止、絞め殺した動物を食肉とすることの禁止、血を食べることの禁止、です。

なぜ、異邦人キリスト者に対して、使徒会議は、十戒ではなく、ノアの四戒しか提示しなかったのか？ 考えられる理由は、＜異邦人の心に記されている自然法において、殺人・窃盗・姦通・偽証・貪欲が罪であり悪であることは、すでに明示されている＞からです。では、自然法によって必ずしも明示されていない部分は、何であるのか？ それが、偶像礼拝の禁止、売買春の禁止、絞め殺した動物を食肉とすることの禁止、血を食べることの禁止、という四項目なのです。

そこで、使徒会議は、それら四項目に相当する「ノアの四戒」を遵守するよう、異邦人キリスト者に求めたのです。四戒以外については、自然法によって明示されているのですから、異邦人は自然法に聞けばよい・つまり・自分の良心に従って生きればよい、ということになります。

つまり、十戒ではなく四戒が与えられたということは、自然法が与えられていることを大前提にしているのであって、四戒を守りさえすれば、後は、盗んでも殺しても偽証してもよい、ということにはならないわけです。

さらに、パウロは伝道牧会して行く中で、異邦人キリスト者が「救われる以前の肉の生活」に逆戻りすることがないように、魔術や酒宴や同性愛行為などを「肉のわざ」としてリストアップし、異邦人キリスト者の聖化の指針としたわけです。

つまり、聖化のプロセスの途上にある異邦人キリスト者にとっては、「聖化のプロセスから脱落して墮落した場合」は、＜自然法＞＜ノアの四戒＞＜肉のわざのリスト＞に基いて規制されるのです。

もっとも、ノアの四戒すらもキリスト集中論的解釈によって相対化され、＜血を食べること・

絞め殺した動物の食肉>については、緩和されています。

□307 十戒についてのお答えありがとうございます 真理を知りたいだけの信徒 - 2004/06/27 19:08 -
いました

山谷先生

ご無理申し上げたにもかかわらず、丁寧なお答えをありがとうございました。

先生が結論として書いてくださった「現実には、自然法も十戒も存在し続けており、それらが存在し続けている理由は、現在が<中間時>であって、世界も人類もいまだ完全な聖化には至っていないから」というお答えで、自分なりに十戒の問題について、納得させていただきました。

クリスチャンは、自力ではなく、聖霊によって十戒の要求を満たす生き方をすることが出来るという、聖書の約束は本当に希望であります。そして、完全に聖化された暁には、私たちにとって十戒の規定は必要なくなり、相対化されようが、消滅しようがかまわないのですね。ただ、今、また十戒が存在しているのは、<中間時>ゆえであり、クリスチャンはまだ完全に聖化されていないので、聖化に向けて、十戒の規定は残されているのだと理解し、納得致しました。

キリストを信じ、罪の赦しと永遠の命の確信を頂いて感謝の日々を生きております。しかし確かにいまだ聖化の不完全な私は、律法や山上の説教を通して、日々、自分の罪を示されるものであります。しかし、それは、そのようにして、悔い改め、聖化へと導いてくださる主の恵み受け止めております。新約聖書の教えや、律法や十戒の教えを、聖化への指針として受け止めることができることは、感謝です。私のこどもはまだクリスチャンではありませんが、いつかクリスチャンになって、聖霊によって歩み出すことを期待しつつ、一緒に十戒を覚え、山上の説教を覚えています。いつか、御言葉によって罪示され、キリストを受け入れてくれることを信じつつ。

お答えを聞いて、正直安心致しました。感謝です。
お忙しいところ、丁寧に心からの対応していただきまして、まことにありがとうございました。
主の祝福をお祈りいたします。

□306 十戒について [山谷](#) - 2004/06/27 16:05 -

まず、パウロによれば、神の指によって異邦人の心に「自然法」が記され、同じ神の指によって二枚の石の板に「律法」が記されたのです。これは、ローマ書冒頭にある議論です。

この議論を踏まえるならば、仮に十戒の二枚の板が消滅したとしても、殺人や姦淫や窃盗や神への冒涇が「やってよいこと」になるわけではありません。なぜなら、万人の心に、神の指によって「自然法」が記されており、この地球上のどんな人間も、殺人や姦淫や窃盗や神への冒涇が「やってはならないこと」であることを、知らされているからです。

もちろん、現実には、殺人や姦淫や窃盗や神への冒涇を行う人々が存在するわけですが、しかし、そうした人々の心の中にある「良心」は、心に記された自然法に従って、<自分で自分を罪に定める>のです。これが、良心の呵責であり、罪悪感です。それゆえに、刑務所の牢獄からは、深夜になると、すすり泣く声、うなされる声、苦悶する声が、漏れ聞こえて来るわけで

す。

再建主義の考え方の間違いは、＜一般恩恵と自然法は存在しない＞という前提から出発しているために、その論理的帰結として、＜律法が相対化されたら、世界は無法状態に陥る＞と恐れていることなのです。しかし、実際には、一般恩恵と自然法が存在し、それが有効に機能して来ているわけですから、律法が相対化されたとしても、人類が無法状態になることは、あり得ないわけです。

では、自然法に加えられて律法が与えられたことの意義は何であるのか？ まず第一に、＜自然法をより明瞭なかたちで示したものが、律法である＞（カルヴァン）ということです。律法において明瞭にされているのは、（１）唯一神へのみの礼拝、（２）偶像崇拝の禁止、（３）安息日の遵守、この三点でありましょう。

だが、自然法と十戒が与えられているのだから、それで十分であり、キリストの十字架と復活は不要ということになるのだろうか？

そうはならないのです。なぜなら、大陸系の諸信仰告白が述べているように、自然法も十戒も、神の意思を示してはいるものの、人間を罪より救う力は持っていないからです。また、自然法も十戒も、人間を悪鬼的天使による支配と、奴隷状態から解放する力は、有していないからです。

そこで、神は、十戒に加えて律法を与え、律法違反者への呪いの執行者として悪鬼的天使的勢力を＜律法制定の当事者の一部＞に組み込み、この律法に基づいてキリストが呪いの木にかけられることにより、（１）全人類をキリストにあって死なしめ、こうして、罪の力から解放し、（２）全人類をキリストとともに復活させ、こうして、聖霊の支配のもとに移行させ、（３）悪鬼的天使的勢力をすべてのこらず打破して、キリストの頭首権に従属させた、のです。

さて、いまやキリスト者は、復活のキリストに結ばれて生かされているのですから、自然法の要求も、十戒の要求も、満たす生き方を、自力ではなく、聖霊の力によって、することができるのです。

では、キリスト者にとっての善悪の判断基準は、どこにあるのか？ それは、自然法であり、十戒であります。それ以上に、キリスト者の心に記された＜キリストの律法＞すなわち＜愛の律法＞にほかなりません。

この＜愛の律法＞に支配されているキリスト者は、自然法の力でもなく、十戒の力でもなく、律法の力でもなく、自分の肉の力でもなく、内住の聖霊の力によって、神の意思に一致した生き方をすることが可能とされるのです。

そうしますと、もし仮に、世界から自然法や十戒が消滅したとしても、キリスト者の生き方に何ら変化が生じるわけではありません。なぜなら、キリスト者は内的な力によって、生かされているからです。

しかし、現実には、自然法も十戒も存在し続けており、それらが存在し続けている理由は、現在が＜中間時＞であって、世界も人類もいまだ完全な聖化には至っていないからだ、というのは、ここで何度も説明申し上げて来た通りです。

305 信徒と神学

ただのおじさん - 2004/06/26 13:51 -

>しかし、一方では、その神学自体が不変的なものではなく、時代とともに変わってしまうということも同時に感じさせられ、戸惑いを感じました。

ことに最近では、何かしら流行の思想があるとすべてそれに関連づけて神学が生まれているようですね。神学がインフレ化しているようです。これを神学のポストモダン化とでも言うべきなのでしょうか？

>ディスペンセーションということですが、ディスペンセーションもたくさんの種類があり、どんどん変わっているようですよね。

ディスペンセーション主義は結局、聖書の読み方に帰着しますから、いろいろな考え方は出てくるでしょう。

私の場合、聖書をストレートに読んでいったらディスペンセーション主義だったというのが正直なところですから、今のまま、聖書をストレートに読んでいけばディスペンセーション主義という立場は変わらないでしょう。契約神学、カルビン主義、は調べたことがあります。私のスタンスである、聖書をストレートに読む、という立場とは異質なので支持しません。無理に体系化して矛盾を解消するよりも、聖書の個別の箇所をそのままストレートに読んだ方がよいと思うのです。それが一番、聖書を読む人間のおかれている環境に左右されない読み方だと思うのです。神学を知らなければ、ギリシャ語やヘブル語を知らなければ、日本語の読解能力がある程度以上なければ、などのように、聖書を分かるために様々な前提条件が付いてしまうのであれば、それは聖書を読む人間にハードルを課すことになり、聖書を読むことが学問になってしまいます。

>自分の神学が絶対的に正しいと信じ、その世界にのみ生きることが幸せなのかもしれません。しかし、100年経つと、誰もその神学に見向きもしないという可能性もあるわけです。

聖書に忠実な神学はいつまでも残ります。最近の神学の方が寿命が短いです。最近の神学は聖書に忠実ではないのでしょうか？

神学と言うてしまうので学問的にハードルの高いものと大部分の人が思ってしまい、あれは専門家のものだと思ってしまいます（私もそうでした）。しかし、神学はその人の信仰の表現、体系化されたものだと思えば、まずほとんどのクリスチャンにはそのようなものはあるわけであり（文章化されていないだけです）、神学だからといって難しく考えることはなくなります。また神学が不変ではないのも、それは人間の体系化された表現が永遠の生命力を持つわけではないからです。ただ聖書に忠実な神学はそれでも相当長い生命力を保つことは確かです。

>真理を知りたいだけの信徒さんは、もしかすると、その、自分の神学の世界から、外の世界ものぞいてみようと思われているのかもしれませんが、ただのおじさんさんは、そんなことをしても混乱とカオスが待っているだけだから、自分の神学の世界にとどまっておいでと諭しているのかもしれませんが。

ですから神学を変えるということ、神学に修正を加えるということは、信仰のありようを変えるということですから、それは無責任に人に薦められることではありません。ですから先に聖書の箇所を引用し、そこを読んで、何かしら示されなければ、無理に信仰のありようを変えることはしないという意味で、この問題に対して、私が重要と思える聖書の箇所を引用したのです。

304 神学は不変ではない

kamekame - 2004/06/26 08:38 -

体験談を読みまして、書きたくなりました。横レス失礼します。

神学が違ふと、会話が成り立たず、平行線が続き、それ以上はどうしようもないという思いをした体験は私も感じたことがあります。

しかし、一方では、その神学自体が不変的なものではなく、時代とともに変わってしまうということも同時に感じさせられ、戸惑いを感じました。

ディスペンセーションということですが、ディスペンセーションもたくさんの種類があり、どんどん変わっているようですね。

クラシカル・ディスペンセーションの立場から見ると、その他のディスペンセーションは認められないとは思いますが、時代の流れには勝てず、世界的に見て、クラシカル・ディスペンセーションの立場に立つ教会も教団もどんどん減少しているそうですね。プログレッシブ・ディスペンセーションの場合、ほとんど契約神学に近づいているように感じます。

自分の神学が絶対的に正しいと信じ、その世界にのみ生きることが幸せなのかもしれません。

しかし、100年経つと、誰もその神学に見向きもしないという可能性もあるわけです。

真理を知りたいだけの信徒さんは、もしかすると、その、自分の神学の世界から、外の世界ものぞいてみようと思われているのかもしれませんが、ただのおじさんさんは、そんなことをしても混乱とカオスが待っているだけだから、自分の神学の世界にとどまっておいでと諭しているのかもしれませんが。

303 体験談

ただのおじさん - 2004/06/26 07:03 -

とある掲示板で終末について話をしたら、話が噛み合わなかった。後で牧師に聞いたらそれは神学が違ふからしょうがないことだと言われた。律法に関しても他の場所で私の意見と違う意見を聞いた。質問をいろいろと考え、牧師にも相談してみた。やはりこれも神学の違いであった。

私の場合は、ディスペンセーション主義という神学であり、これは先に述べたように、異邦人とユダヤ人を同列には扱わず、霊的解釈というものも認めず、十字架・復活以後と以前は別のディスペンセーションと扱い、律法も基本的にユダヤ人あてのものと考え、終末論も基本的に前千年期説を採ります。

それに対しては、契約神学と呼ばれるものがあるというのを自分で調べて知り、牧師にも確かめたりした。これはとりわけディスペンセーション主義とはことごとく異質な考え方であり、意見を交換しあっても話がずれるのは当然であり話をする意味がないと言っていた。自分で調べてもその通りだったし、対話を諦めてしまった。ユダヤ人や律法に対する考え方があまりにも違っていて接点がなかったからだ。聖書を引用しても、聖書の読み方、解釈の仕方から違っているの、どうしようもなく諦めてしまった。そして今回も同様のことが起こってしまった。私の神学的な立場を主張すると、やはり異なる立場の神学的立場の人間が出て来て、意見が合わなくなってしまう。これはもはやどうしようもないことらしい。何しろ聖書を持ち出しても駄目なのだから、それ以上の解決策が人間にあるわけがない。

302 十戒の絶対的拘束力の有無

真理を知りたいだけの信徒 - 2004/06/25 16:52 -

もし、私が失礼な質問や言動をしているなら、どうぞお許しください。私が質問申し上げている動機がいたって単純なものゆえに、私の知りたいことはシンプルなのだと申し上げました。

律法のなかでも、特に十戒を大切なものと考えてきたものにとりまして、それが相対化されたと言われたとき、明日から十戒をどのように捉えて生きていけばいいのか、子どもたちに聖書からどのように倫理をつたえていけばいいのか、なにか今まで信じていた指針を失ってしま

う現実的な問題に感じたものですから、お時間を頂いて質問させていただいている次第です。

悪意などはありませんので、どうぞその点ご理解ください。
もし、山谷先生のほうで、これはそう簡単なことではなく、信徒には説明困難ということでありましたら、諦めます。私は私が信じている律法に対する理解のままでいこうと思います。

□301 参照箇所

ただのおじさん - 2004/06/25 16:33 -

ヨハネによる福音書 15 章
ヨハネによる手紙第 1
ヘブル人への手紙 8～10 章
(エレミヤ書 31 章 31～33 節)
＋
ローマ書 1～7 章
ガラテヤ書

これらの箇所に何が書いてありますか？
読んでみて下さい。

□300 あなたは単純な質問のつもりなのですか

ただのおじさん - 2004/06/25 14:56 -

あなたは理由が聞きたいんでしょう？
ただ列挙するだけじゃ納得しないんでしょう。
それならあなたの方向性は複雑だ。
特に山谷さんのここでの話の仕方を見ていれば、話は難しくなりますよ。本当にあなたの質問がシンプルなら既に山谷さんが答えています。
律法や十戒の位置づけなんかははっきり言って私の教派では教会ごとに違うのです。
それを聞いていてシンプルな質問ということはないでしょう。私の隣町にある同じ教派の教会でさえ、私の教会とは律法の位置づけは違います。はっきり言って私の教会は、十戒も、主の祈りも、使徒信条も唱えません。同じ教派でも唱える教会もあります。これはこれらに対する考え方が同じ教派でも異なるという例です。まあ私の教会がバプテストであるという点もありますが。

□299 ただ列挙すれば済む問題ではない

ただのおじさん - 2004/06/25 14:43 -

私が聞いた方向性の方が単純だよ。
拘束力を失う失わないには理由があるんだから、その理由を説明している内に複雑になってくる。
ただ何が拘束力を失うかをただ列挙すれば済む問題ではありません。そこのところが問題なのです。

聖書に何が書いてあるかを見た方が単純だし、律法に対して、十戒に対してあなたがどう考えているかをもう少しはっきり説明した方が話が単純になります。山谷さんに神学の話をしてもらうよりも数段単純です。

■298 十戒の絶対的拘束力の有無

真理を知りたいだけの信徒 - 2004/06/25 13:49 -

私の知りたいことはシンプルなことです。

律法が相対化されたという場合、十戒に書かれていることの、何が拘束力を失い、なにが失っていないのかです。

問題を複雑にする必要はないかと思います。

■297 それに神学の問題でしょうか？

ただのおじさん - 2004/06/25 13:07 -

聖書に何が書かれているかという問題に過ぎないのではないのでしょうか？

■296 聖書の戒めは十戒&律法だけではないし、人間はそれを守れない

ただのおじさん - 2004/06/25 13:04 -

>羊を罪の購いの犠牲として献げなければならないといわれている律法を守らなければならないというなら、キリストの購いの犠牲を認めていないということになると思います。

そんなことは言っていないんですが。勘違いをなさらないで下さい。

キリスト自身は律法を守っていた（守れた）わけですし、贖いも、律法の要求に従ってなされたわけです。他の誰もできなかったわけですが。

>それに対し、十戒のいうような、「殺してはならない」「姦淫してはならない」ということは、それを守ることがキリストの十字架を無にすることとは思われません。

これは私の文章を完全に誤読しています。

十戒で教えられていることで、今のクリスチャンにも当てはまることは、十戒の箇所だけにしか書かれていないわけがないと言っているのです。もしその様に考えているのならば、まさに律法をそのまま今も忠実に守らなければならなくなります。それはキリスト以外にできない要求だということです。

>なにが拘束力を失い、何が拘束力を今ももっているのかが知りたいのです。

それは聖書をお読みになればよろしいでしょう。山谷さんといえども聖書で言っていないことなど主張できるわけがないし、主張の保証には聖書の箇所が必要となります。あなたが最終的に納得なさるには、自ら聖書を読んで納得なさる必要がございます。

>もし「殺してはならない」という教えは、ユダヤ人だけにあてられた教えであって、異邦人にもクリスチャンにも拘束力などないというなら、それはそういう神学理解なのだとすることで良いと思います。

あなたはこのような教えが十戒にしかないとお考えなのですか？

聖書の戒めは新約聖書にもたくさんあり、十戒と重複するものもたくさんあるでしょう。それとも十戒に書かれてあるような戒めはイエス様も、新約聖書を具体的に書いた人間も、全く書かなかったのでしょうか？

その様に考えなければあなたの主張は筋が通りません。

それにあなたは律法を守れますか？
 あなたはまるであなた自身が律法を守れるかのような発言をするので私はおかしいと言っているのです。
 繰り返します。
 あなたは自分の力で律法を守れますか？

☐ **295** 十戒の絶対的拘束力の有無 真理を知りたいだけの信徒 - 2004/06/25 10:32 -

羊を罪の購いの犠牲として献げなければならないといわれている律法を守らなければならないというなら、キリストの購いの犠牲を認めていないということになると思います。それに対し、十戒のいうような、「殺してはならない」「姦淫してはならない」ということは、それを守ることがキリストの十字架を無にすることとは思われません。これは分けて考える必要があると思います。それゆえに、なにが拘束力を失い、何が拘束力を今ももっているのかが知りたいのです。もし「殺してはならない」という教えは、ユダヤ人だけにあてられた教えであって、異邦人にもクリスチャンにも拘束力などないというなら、それはそういう神学理解なのだとすることで良いと思います。

☐ **294** 律法を持たない異邦人 ただのおじさん - 2004/06/25 08:04 -

みなさんにとって、

「律法を持たない異邦人」（ローマ2：14）

とはどういう意味なのでしょう？

私はディスペンセーション主義の立場なので、当然、異邦人とユダヤ人を同列には扱いません。霊的解釈というものもしませんし、十字架・復活以後と以前は別のディスペンセーションと扱います。律法も基本的にユダヤ人あてのものと考えます。律法を守るものはそれによって生きるのですから、律法を守って生きるということは、十字架と復活の意味を無にするものです。

もし、律法に書かれてあることで今のクリスチャンにも必要な部分ならば、新約聖書に書かれてあるでしょう。

そうでなければ先に述べたように、クリスチャンも十字架以前のユダヤ人のように律法を守って生きなければならず、律法はただ死を招くだけのものとなるでしょう。そうであれば、私たちに十字架も復活も不要となります。それは矛盾でしょう。

☐ **293** 十戒の絶対的拘束力の有無 真理を知りたいだけの信徒 - 2004/06/24 18:45 -

私は再建主義者ではありませんが、律法、特に十戒は大切なものだと考える、ごく普通の一般信徒として、先生が律法が相対化されたと言われるその意味について、ちゃんと理解し、確認しなければならないと感じましたので、しつこいようですが、質問させていただきます。

1.その、＜キリスト集中論的相対化＞によって、安息日が絶対的拘束力を失い、日曜日を＜主の復活の日＞として守れるようになったと同様、

そのほかの9つの規定についても、「絶対的拘束力」は

「失われた」のでしょうか？
「失われていない」のでしょうか？

それに付随して、「キリストという集中点に方向付けられる限りにおいての絶対」、つまり拘束力が今も生きている十戒の規定とは、どれなのでしょう？ 安息日がそれに該当しないのだけはわかりました。

2. もし「絶対的拘束力は失われていない」なら、先生がおっしゃるように聖霊によって律法の二枚の板が要求する生き方を生きるべきですが、「絶対的拘束力はすでに失われた」のなら、なぜ今更、聖霊によってそれをまもる生き方を生きる必要があるのか、その論理的必然性がわからないのです。

3. 日々、現実の生活を生きなければならない信徒にとりましては、生きる具体的な指針として、また、子どもに対する教育において、律法、特に十戒のしめる位置は重要なものがあります。子どもに対して、なぜ人を殺してはいけないのか、姦淫してはいけないのか、盗んではいけないのか、それは、国の法律で罰せられるからだよ、というのでは、ノンクリスチャンの親と同じ答えにしかありません。「それじゃあ、警察にさえ捕まらなければいいのか」という、子どものつまらない反論に答えを持ちません。

神さまが十戒において、それをしてはならないと言われているからだめなんだ、聖霊に導かれて御霊のみを結ぶクリスチャンだろうと、ノンクリスチャンだろうと、十戒で神さまがしちやだめだといっていることは、しちやだめなんだ。国を恐れてじゃなくて、神さまを恐れて、十戒を守りなさいと、そのように教え、また自らも神を畏れ敬うゆえに、十戒を守ろうと生きるとは、律法は相対化されているという山谷先生の考えからしたら、間違った生き方、教育になるのでしょうか？

☐ 292 では、国家権力も廃棄されるのか？ [山谷](#) - 2004/06/24 17:25 -

「だが、律法が廃棄されたのだから、悪を罰する国家権力も廃棄されることになるのだろうか？」

律法が廃棄されたのなら、国家権力は悪を悪として罰することが出来なくなる、と、わたしたちが言っている、と再建主義者は言うのです。

しかし、事実とは正反対です。

律法制定の当事者の一者である<全宇宙の悪鬼的天使的勢力>は、まだ死んでおらず、滅んでもおらず、そうして、律法に違反したのですから、律法の裁きの下に閉じ込められているのです。つまり、悪鬼的天使的勢力に対しては、律法は相対化されておらず、いまだに<絶対の絶対>であるのです。

では、悪鬼的天使的勢力は、自分たちにとって絶対である律法の定めに従って、人間に対してあらゆる呪いを執行し続けるべきなのだろうか？

しかし、<第二のアダムであるキリスト>において、全人類が律法の呪いを受けて死んだので、悪鬼的天使的勢力は、人間に対して律法の呪いを執行することは、もはや、出来ないのです。

では、悪鬼的天使的勢力は、いかなる権威・権能をもって、人間を裁き、罰するのであるのか？

悪鬼的天使的勢力は、キリストの十字架と復活によって打破され、武装解除され、キリストの頭首権に対して従属させられました。ですから、悪鬼的天使的勢力はいまや、キリストのしもべとして、キリストの頭首権に由来する権能をもって、人間を裁くのです。

では、キリストは、律法によって裁くのだろうか？

キリストは、律法によって裁かれて死んだのであり、全人類もキリストにおいて、律法によって裁かれて死んだのですから、そのキリストが、律法に基づいて人間を裁くことは、ないのです。

では、何によって裁くのだろうか？ キリストは、その王としての権能をもって裁くのです。

それでは、いったい、何が最終権威であり、何が絶対的な権能なのだろうか？ 律法だろうか？ キリストだろうか？

もちろん、キリストが最終権威であり、キリストが絶対的な権能を持っておられるのです。なぜなら、律法がキリストに優位するのではなく、キリストが律法に優位するのだからです。

「あなたたちは聖書を調べている。その中に永遠の命があると、思い込んでいるからである。だが、その聖書は、わたし（キリスト）について証ししているのである」（ヨハネ5:39）と言われている通りです。

■291 十戒

[山谷](#) - 2004/06/24 17:10 -

相対化されると言っても、キリストの十字架と復活によって相対化された、ということですから、あくまで「キリスト集中論的な相対化」ということになるわけです。

つまり、神の指によって直接二枚の石の板に書き記された律法と言えども、もはや<絶対の絶対>ではありえず、絶対のキリストに対して相対化されるのであり、<キリストという集中点に方向付けられる限り>においての絶対であるということになるわけです。

このキリスト集中論によって相対化されたもののひとつが、安息日です。安息日とは創造の七日目である土曜日であり、日曜日ではありません。しかし、真の安息はキリストのみによってもたらされるのであり、そのキリストの救済は、三日目の復活によって成し遂げられたわけですから、<キリスト集中論的相対化>によって、安息日は絶対的拘束力を失い、キリスト者は日曜日を<主の復活の日>として守るようになったわけです。

では、キリスト集中論的相対化が行われた結果、キリスト者はどんどん殺してもよいのだろうか？ どんどん姦淫してもよいのだろうか？ どんどん盗むべきなのだろうか？ 隣人を陥れ、だまし、隣人の家も財産も妻も、奪い取るべきなのだろうか？

「キリスト集中論によって律法が相対化されたなら、キリスト者はそのように生きるべきである」、と、わたしたちが言っている、と再建主義者は主張するのです。

しかし、事実とは正反対です。

なぜなら、キリストの十字架によって古いわたしが死に、キリストの復活によって、新しいわ

たしを、キリスト御自身が、聖霊を通して生きてくださるのです。ですから、キリスト者は聖霊の実を結び、「神を愛し」「隣人を愛する」という、律法の二枚の板が要求する生き方を、生きることが出来るようにされるのです。

しかし、「キリスト集中論によって律法が相対化されたのだから、キリスト者は御霊の実ではなく、肉のわざを進んで現わすべきなのではないでしょうか？」わたしたちがそう言っている、と再建主義者は言うのです。

しかし、事実はその反対です。

だれでもキリストに結ばれているならば、その人は新しく造られたのです。しかし、キリストから離れるならば、「罪の原理」が再び働きはじめて、肉のわざを行わせるのです。

肉のわざを行うならば、それは、キリストから離れているからであり、キリストから離れたいのであれば、信仰共同体はその人を、除名するのです。そうして、その肉のわざが、殺人や窃盗や詐欺や不貞であるならば、国家権力がその人を裁いて、罰を与えるのです。

■289 律法・十戒の相対化

真理を知りたいだけの信徒 - 2004/06/24 15:21 -

キリストの十字架と復活によって、クリスチャンにとって律法は「相対化」された、つまり、守っても守らなくてもいい、拘束力のないものとなったということですね。さて、その場合の律法とはもちろん十戒も含まれると思うのですが、特に「神以外のものを神としてはならない」という第一戒が「相対化」され拘束力を失うということは、どういう事になるのでしょうか？それとも、律法といっても十戒は例外であり「相対化」してはならないのでしょうか？

■288 律法の相対化

[山谷](#) - 2004/06/24 11:03 -

>「もう律法を守らなくても、守ってもいい」という「相対化」を意味するのでしょうか。それとも律法は呪いをもたらすゆえに、「律法は守ってはならない」という「禁止」を意味するのでしょうか。

律法は絶対的であるとも、相対的であるとも言えます。

律法の下にある悪鬼的天使的勢力にとっては、律法の裁きは絶対的で、それゆえに、彼らは、キリスト再臨において滅ぼされることとなります。

キリスト者の場合は、絶対的な律法によって裁かれ、呪われ、殺されて、死んだので、絶対的な律法から、すでに解かれています。そうしていま、復活のキリストの命によって、生かされているのです。

その意味では、キリスト者にとっては、律法は相対化されたのです。何によって相対化されたのかと言えば、それは、キリストの十字架と復活によって、相対化された、ということになります。

■287 廃棄か変換か

[山谷](#) - 2004/06/24 10:54 -

律法の当事者は、三者であって、神と悪鬼的天使的勢力と人間、であるわけです。

これら三者は、律法制定の当時者として、律法によって拘束されており、違反することがあれば、律法の規定に従い、つまり、申命記28章の呪いのリストにしたがい、あらゆる呪いを受けて、殺されることとなります。

さて、神と人間については、律法の規定に従い、律法のあらゆる呪いを受けて、殺されたわけです。これが「完全な神にして完全な人であるキリストが呪いの木にかけられ殺された」という十字架の意義です。

律法は、律法違反者に対しては、その呪いを執行して殺してしまった時点で、その違反者に対する機能も効力も拘束力も、終了してしまいます。

なぜなら。「律法とは、人を生きている間だけ支配するものである」と、ローマ書7:1で言われているからです。

神と人間は、「完全な神にして完全な人であるキリスト」「第二のアダムであるキリスト」にあって、律法により呪い殺されたので、もはや律法に支配されないのです。

そうして、キリストは三日目に復活し、そのキリストにあって、人間もまた復活させられました。すなわち「あなたがたも、キリストの体に結ばれて、律法に対しては死んだ者となっています。それは、あなたがたが他の方、つまり、死者の中から復活させられた方のものとなり、こうして、わたしたちが神に対して実を結ぶようになるためなのです」とローマ書7:4で言われている通りです。

つまり、キリスト者は、キリストにあって死んだゆえに、律法から完全に解放されており、今や、復活のキリストに結ばれて、新しい命に生かされているゆえに、＜神に対して実を結ぶことができる＞、すなわち、聖霊の実を結ぶことができるのです。そうして、そのようなキリスト者は、律法の下にはいないが、十戒の二枚の板に記された「神への愛」と「隣人への愛」を、聖霊の力により、生きることが可能とされるのです。

しかし、そうではあっても、キリスト者の聖化は、キリストの再臨を待つて完成されるものであり、＜すでに・しかし・いまだ＞の中間時にあっては、キリスト者と言えども聖化のプロセスから脱落して、肉のわざを現す者がいるわけですから、＜社会の秩序と安寧を維持するために、教会戒規と国家権力＞が必要とされているのです。

そこで、教会戒規については、＜解き・また・つなぐ＞権能をキリストは信仰共同体にお授けになりました。

国家権力による悪しき者への処罰については、十字架によって打破され、武装解除され、神の裁きの下に閉じ込められ、キリストの頭首権に従属させられた＜悪鬼的天使的勢力＞が、「キリストに仕えるしもべ」として、国家権力の執行にあたっているのです。これが、キリストを頭とする位・主権・支配・権威だと考えられます。

これらの悪鬼的天使的勢力は、十字架の出来事によって、律法違反者となり、神の裁きを受け、神によって滅ぼされることが決定しています。しかし、＜中間時の中間領域＞において、善を推奨し悪を罰する国家権力としての奉仕を、命じられているわけです。この、中間時の中間領域における奉仕が終了するのは、キリストの再臨のときで、そのとき、「キリストが来られるときに・・・キリストはすべての支配、すべての権威や勢力を滅ぼし、父である神に国を引き渡されます」と言われている1コリント15:23-24の御言葉が成就します。

悪鬼的天使的勢力は、神によって滅ぼされない限りは、死ぬことのない不死の存在ですので、キリストの十字架から再臨までの＜中間時＞にあっては、律法制定の当事者の唯一の生存者として、律法の下にあり続け、律法に拘束され続け、律法の呪いを受け続け、律法の裁きの中に閉じ込められ続けているのです。

□286 廃棄の意味は

真理を知りたいだけの信徒 - 2004/06/24 07:33 -

ストレイシープさま

ミレニウム掲示板見ました。

ユダヤ人と異邦人を隔てていた敵意が廃棄されたということで、実質的には、「廃棄」の意味とは「変換」という理解ですね。

山谷先生はいかがでしょう。

□285 僭越ながら・・・

ストレイシープ - 2004/06/23 22:56 -

律法の「廃棄」の意味について、富井先生のページで論じさせていただいております。すみません、小生ごときがしゃしゃり出てしまいました・・・。

□284 廃棄の意味は

真理を知りたいだけの信徒 - 2004/06/23 17:55 -

つまり、律法は悪魔的天使の上に、実現成就し、神と全人類の上には廃棄されたということですね。

ついでに「律法が廃棄された」という「廃棄」の意味を教えてくださいませんか。「もう律法を守らなくても、守ってもいい」という「相対化」を意味するのでしょうか。それとも律法は呪いをもたらすゆえに、「律法は守ってはならない」という「禁止」を意味するのでしょうか。

□283 「完成」と「廃棄」の問題

[山谷](#) - 2004/06/23 15:49 -

「律法存続論」と「律法廃棄論」が、ぶつかり合っています。矛盾している命題的聖句は、次の二つです。

「わたしが来たのは律法や預言者を廃止するためだ、と思ってはならない。**廃止するためではなく、完成するためである。**はっきり言うておく。すべてのことが実現し、天地が消えうせるまで、律法の文字から一点一画も消え去ることはない」（マタイ5:15-30）

「（キリストは）御自分の肉において敵意という隔ての壁を取り壊し、**規則と戒律づくめの律法を廃棄されました**」（エフェソ2:15）

一方は＜廃止されない＞と言い、一方は＜廃棄された＞と言う。

聖書に忠実であろうとするならば、その両方立つことが可能な解釈学的道筋を、きっとみつけることができるはずです。

そこで、次のように考えてみました。

1. ガラテヤ3:19でパウロが言うように＜律法は天使たちを通し、仲介者の手を経て制定された＞。

2. この＜律法制定に関与した天使的勢力＞が、東神大教授の山谷省吾やゲッチンゲン大学新約聖書神学教授のハンス・ヒュブナーが言うように、＜悪鬼的天使的勢力＞であると仮定し、それを申命記28章の＜宇宙的なあらゆる呪いのリスト＞と関連づけて考察してみる。

3. すると、＜神は、全宇宙のあらゆる悪鬼的天使的勢力を、イスラエルに対する呪いの執行者に指定して、律法制定の当事者の一部に組み込んだ。その意図は、キリストが律法の呪いを受けて死ぬことにより、全宇宙のあらゆる悪鬼的天使的勢力を、律法違反者として罰するためである＞と、考えることが出来る。

4. つまり、律法制定の当事者は（1）神、（2）悪鬼的天使的勢力、（3）モーセに代表されるイスラエルの三者であったことになる。

5. キリストは、自分を神と主張したことで、律法の規定により冒涇者として「呪いの木」につけられ殺された。このとき、サンヒドリンとローマ官憲を動かしていた国家権力の本質である＜悪鬼的天使的勢力＞は、自らの意志をもって、キリストを呪い殺したことになる。

6. キリストは事実＜神であった＞し、かつ＜第二のアダムとして全人類を包含していた＞ゆえに、（1）キリストは冒涇罪にはあたらず、それゆえ、キリストを「呪いの木」にかけた行為は、悪鬼的天使的勢力の律法違反ということになり、（2）キリストを殺したことは、神を殺したことになる、それゆえ、悪鬼的天使的勢力は律法制定の当事者である三者のうちひとりを殺して、律法から解放したことになり、さらに、（3）キリストを殺したことは、全人類を殺したことになる、それゆえ、悪鬼的天使的勢力は、律法制定の当事者である三者のうちさらにもうひとりを殺して、律法から解放したことになる。

7. かくして、＜全宇宙の悪鬼的天使的勢力は「律法違反者」として、律法により断罪され、罰せられることとなった＞。それだけでなく、＜律法制定の当事者である三者のうち、神と人類は、キリストの十字架において律法の呪いを受け、殺されたことにより、律法から解放されることとなった＞。

8. こうして、現状では、律法制定の当事者である三者のうち、神と全人類は律法から完全に解放されており、残す一者である＜全宇宙の悪鬼的天使的勢力＞だけが、いまだ律法の支配の下にあり、律法違反者として罪に定められ、神の裁きの下にいることとなる。

9. 悪鬼的天使的勢力は、不死の存在であり、死ぬことによって自分を律法の支配から解くことは不可能であるから、＜神が天地を滅ぼすまで（宇宙の構成に関わる諸霊としてのストイキアを滅ぼすまで）＞は、悪鬼的天使的勢力は、律法による裁きの下に置かれ続けることとなる。これが、「すべてのことが実現し、天地が消えうせるまで、律法の文字から一点一画も消え去ることはない」という聖句の意味であろうと考えられる。キリストの十字架において、神と全人類は、宇宙のあらゆる悪鬼的天使的勢力を打破し、武装解除し、さらしものとし、キリストの頭首権のもとに従属させたのである（コロサイ2:14-15参照）。

10. 神と全人類は、キリストの十字架において、律法の呪いを受けて死んだがゆえに、永遠かつ完全に律法から解放されている。これが、「規則と戒律づくめの律法を廃棄されました」という聖句の意味であろうと考えられる。

以上のようにして、「律法存続論」と「律法廃棄論」の間に解決の道筋を見出すことが可能なのです。つまり、律法は、悪鬼的天使的勢力に対して存続しており、全人類に対しては廃棄さ

れた、と見ることが出来るのです。

281 新約聖書における自然法と律法

[山谷](#) - 2004/06/22 17:26 -

新約聖書で自然法に関連する聖句は、次のような箇所があります。

「すべての人に命と息と、その他すべてのものを与えてくださるのは、この神だからです。神は、一人の人からすべての民族を造り出して、地上の至るところに住ませ、季節を決め、彼らの居住地の境界をお決めになりました」（使徒言行録17:25-26）

「たとえ律法を持たない異邦人も、律法の命じるところを自然に行えば、律法を持たなくとも、自分自身が律法なのです。こういう人々は、律法の要求する事柄がその心に記されていることを示しています。彼らの良心もこれを証ししており、また心の思いも、互いに責めたり弁明し合って、同じことを示しています」（ローマ2:14-15）

「人は皆、上に立つ権威に従うべきです。神に由来しない権威はなく、今ある権威はすべて神によって立てられたものだからです。従って、権威に逆らう者は、神の定めに背くことになり、背く者は自分の身に裁きを招くでしょう」（ローマ13:1-2）

「天にあるものも、地にあるものも、見えるものも見えないものも、王座も主権も、支配も権威も、万物は御子において造られたからです。つまり、万物は御子によって、御子のために造られました」（コロサイ1:16）

「キリストはすべての支配や権威の頭です」（コロサイ2:10）

「主のために、すべて人間の立てた制度に従いなさい。それが統治者としての皇帝であろうと、あるいは悪を行う者を罰し、善を行う者をほめるために、皇帝が派遣した総督であろうと、服従しなさい」（1ペテロ2:13）

これに対して、新約聖書は律法の廃棄を次のように述べています。

「（キリストは）御自分の肉において敵意という隔ての壁を取り壊し、**規則と戒律づくめの律法を廃棄されました**」（エフェソ2:15）

「律法は、わたしたちをキリストのもとへ導く養育係となったのです。・・・しかし、信仰が現われたので、もはや、わたしたちはこのような**養育係（律法）の下にはいません**」（ガラテヤ3:24-25）

「神は、わたしたちの一切の罪を赦し、規則によってわたしたちを訴えて不利に陥れていた**証書を破棄し**、これを十字架に釘付けにして取り除いてくださいました」（コロサイ2:13-14）

「わたしは神に対して生きるために、**律法に対しては律法によって死んだのです**」（ガラテヤ2:19）

「民はその祭司制度に基いて律法を与えられているのですから・・・祭司制度に変更があれば、律法にも必ず変更があるはずですが・・・このことは、メルキゼデクと同じような別の祭司（イエス・キリスト）が立てられたことによって、ますます明らかなです。・・・その結果、一方では、**以前の掟（律法）が、その弱く無益なために廃止されました**。律法が何一つ完全なものにできなかったからです」（ヘブライ7:11-19）

このように、新約聖書は、＜律法の廃棄＞を明確に述べています。
ところが、再建主義者は、＜新生したクリスチャンは律法の二枚の板に記された「神への愛」と「隣人への愛」に生きる＞という「律法の第三用法」が存在するのだから、律法が廃棄されたことにはならない、というのです。

そうして、「律法の第三用法」の中に、巧妙にも廃棄されたと言われているはずの「司法律法」を紛れ込ませて、司法律法の延命を図ろうとするのです。

しかし、いったい、律法の第三用法の中に司法律法を紛れ込ませるといような神学的アクロバットが、認められるものなのだろうか？

そんな詭弁が認められるわけがないのです。だからこそ、スコットランド長老教会大会は、「再建主義は聖書教理にも信仰告白にも違反する」として、異端宣告をするに至ったのです。

□278 「自然法」理解しました 真実を知りたいだけの信徒 - 2004/06/22 13:28 -

くわしいお答えを感謝いたします。
大変分かりやすいです。「自然法」について整理出来ました。

＜自然法は、時代・場所・民族・文化を超えて普遍的に妥当する法である＞という定義は共通しているけれども、その実際の理解と内実については時代状況によって変わるんですね。

>再建主義者は、「古典古代」と「中世」と「近代」の自然法を、いずれも悪魔的ヒューマニズムとして批判するわけです。

なるほど、それに対して、「初代教会」と「近世」（宗教改革）の「自然法」については、ローマ書冒頭の議論ゆえに、聖書に立つといっている再建主義者は、否定できないということですね。

「自然法」と一口に言っても、相手がどのような時代状況的意味においてその言葉を使用しているのかということの方が大切なんですね。

□277 自然法の定義 [山谷](#) - 2004/06/22 11:41 -

自然法は、「古代」「初代教会」「中世」「近世」「近代」と、捉え方が変化して来ていますが、＜自然法は、時代・場所・民族・文化を超えて普遍的に妥当する法である＞という定義は、共通しています。

古典古代では、自然法は「ロゴス」（宇宙理性）に由来し、人間の理性を通して発現する、と考えられていました。

初代教会では、自然法は「神」に由来し、異邦人の良心を通して発現する、と考えられていました。ローマ書冒頭の議論でパウロは、異邦人の良心において示された法と、モーセを通して示された法とを等価に見ていることから、近世の改革派の諸信仰告白では「神の指によって記された自然法と律法」と並び称されるようになりました。カルヴァンは、自然法をより明瞭な形で記したものが律法である、とも言っています。

中世においては、アキナスがキリスト教的自然法論を大成しました。そこでは、＜神の永遠法＞が、異邦人の良心と理性を通して啓示されたものが「自然法」であり、モーセを通して啓示されたものが「律法」である、と考えられています。つまり、＜自然と恩恵＞の結合を企図するトマス神学においては、＜神の永遠法＞を想定することによって自然法と律法の対立を回避し、むしろ、自然法と律法が相互に補完し合うシステムを確立したのです（スコラ学的自然法論）。

宗教改革者は、トマス神学を断固拒否しましたので、トマスの自然法論は、＜自然と恩恵＞を結合する精緻なスコラ神学と共に、破壊されてしまいました。こうして、＜トマス神学の法学的・社会学的・経済学的システムにおいて、自然と恩恵の対立を回避する＞という中世のパラダイムから、＜聖書において自然と恩恵の対立を回避する＞という近世のパラダイムへと、シフトしたわけです。

ところで、＜聖書において自然と恩恵の対立を回避する＞というパラダイムにおいては、聖書解釈を誤れば、ただちに自然と恩恵の直接衝突と対立が起きてしまうことになります。

ルターとカルヴァンは、＜司法律法としてのモーセの律法は廃棄された＞という聖書解釈を採用し、かつ、＜国家権力はキリストの王権的支配に由来する＞と見ることによって、国家の法による統治を世俗の官憲に任せました。こうして政教分離に道を開いたわけです。この行き方は、大陸系の諸信仰告白にもウェストミンスター信仰告白にも反映されています。

ただし、ルターが律法を＜悪しき暴君＞と考えていたのに対して、カルヴァンは律法を尊重する立場にありましたので、カルヴァンの神学においては、＜一方の神の聖定、一方の人間の自由が、神の栄光を頂点として、微妙なバランスを保つ＞という、アーチ構造を成していました。

このアーチ構造は、本来矛盾するはずのものを微妙なバランスで上手く立たせているものですから、しばしば重心が左右に揺れ動き、崩れそうになります。

＜神の聖定＞に重心が移動した結果が「二重予定説」あるいはスーブララプサリアニズムであり、その反動として＜人間の自由＞に重心が移動した結果が「アルミニウス主義」でありました。

「二重予定説」は、そのままではバランスが崩れてしまいますので、＜業の契約＞と＜恵みの契約＞という「契約神学」を抱き合わせることで、バランスを回復させることが出来ました。

「アルミニウス主義」も、そのままではバランスが崩れてしまいますので、＜先行的恩恵＞と＜救いを拒否するという唯一点に限った意志の自由＞という「ウェスレアン・アルミニウス主義」（修正アルミニウス主義）に改訂されることで、バランスを回復させました。

近世から近代になると、ヨーロッパ社会の世俗化と共に、自然法も世俗化されて、自然法を神に由来すると見るのではなく、理性に由来すると見る、近代自然法学が台頭して来て、旧体制を批判し打倒したヨーロッパの近代市民革命の原動力となりました。

再建主義者は、「古典古代」と「中世」と「近代」の自然法を、いずれも悪魔的ヒューマニズムとして批判するわけです。

しかし、「初代教会」あるいはローマ書冒頭における議論は、明らかに自然法に関わるものですし、そうであればこそ、改革派の諸信仰告白も＜神の指によって良心に記された自然法と、二枚の石の板に記された律法＞として、並び称して来たわけです。

ローマ書冒頭の議論を、エフェソ書の「律法は廃棄された」という議論と総合するならば、ルターやカルヴァンが示した<解決>は、聖書的に妥当性があると思われます。

■274 自然法について教えてください 真実を知りたいだけの信徒 - 2004/06/21 23:34 -

お答えをありがとうございました。

私は無知でして、「自然法」とは、いわゆる先生の挙げてくださった、2番や3番の一般恩恵の中に挙げられている、善悪の判断や道徳的責任の感覚から生み出される法のことだと思っていたものですから、それらの一般恩恵を認めている再建主義者は、「自然法」を完全否定しているわけではないのだと捉えたのですが、そうではないということですね。私の理解していた「自然法」とは、たとえば、カルバンがキリスト教綱要のなかで、異邦人の中にも神によって律法が植えられていることを「自然的律法」と言っていますが、そのことを「自然法」というのだと思っておりましたが誤解だったようです。失礼いたしました。出来ましたら、簡単に「自然法」の定義を教えてくださいませんか。

(過去ログの方は、じっくりと読ませて頂いております。)

■273 一般恩恵と自然法 [山谷](#) - 2004/06/21 17:20 -

引用された文を読む限りでは、自然法を肯定しているのではなく、一般恩恵を部分的に肯定しているだけのように思われました。

再建主義者は、一般恩恵については、その内容を限定した上で、部分的に認めはするものの、自然法については「悪魔的なヒューマニズム」として、完全否定する傾向にあります。

一般恩恵という概念は、非常に幅が広く、ちょっと思いついただけでも、次のような内容があります。

1. 発明・発見・芸術・創作を可能にする、聖霊の照明としての一般恩恵。
2. 市民的善行（法の遵守、社会秩序の維持）を可能にする、聖霊の照明としての一般恩恵
3. 神の存在、善悪の判断、人間の道徳的責任、罪責感を認識させるが、回心はさせない、良心あるいはイマゴ・デイとしての一般恩恵
4. 福音のメッセージを認識させるが、回心はさせない、一般召命としての一般恩恵
5. 創造の秩序（自然・環境・農作物・家畜）としての一般恩恵
6. 洪水後の摂理論的（天使的）秩序、すなわち、国家権力としての一般恩恵

上記中、ヴァンティルは「3」を認め、ゲイリー・ノースは「2」を認めるようです。

もちろん、上記の一般恩恵の概念を全部認めた場合は、特に「6」がネックとなって、再建主義の政治的アジェンダは完全崩壊することになります。

ですから、再建主義者は、広義の一般恩恵のうち、限定したいいくつかを認めるに過ぎないのです。

この掲示板では、一般恩恵と自然法の問題について、次のログで検討していますので、よかったら参照してみてください。

- No.171 ヴァンティルと一般恩恵
- No.172 北米改革派と一般恩恵 (1)
- No.173 北米改革派と一般恩恵 (2)
- No.176 ゲイリー・ノースの一般恩恵論
- No.179 改革派の一般恩恵論とアミレニアリズム
- No.190 聖書と決疑論
- No.207 一般恩恵論

☐ **271** 自然法を全く否定している？

真実を知りたいだけの信徒 - 2004/06/21 10:51 -

突然おじゃまいたします。

いつもこの掲示板とミレニアムの掲示板をみながら、勉強しているものです。

スコットランド長老教会の話題が出ていたので、ミレニアムに掲載されている富井氏のスコットランド長老教会への批判文を読みました。

そこで、今回の異端問答とは直接関係ない話で恐縮ですが、その富井氏の批判文の中に、いわゆる「自然法」に関しまして、「たしかに、ノンクリスチャンは神の被造物であるから、そのうちに神の形はあり、また、聖霊の抑制の恵みは働いているだろう」という記述がありました。山谷先生はよくこの掲示板において、「再建主義者は一般恩恵を否定し、その論理的帰結として、異教徒の真理認識能力を否定している」と言われていたのですが、どういう事なのだろうと思いました。

富井氏は、引きつづいて自然法と律法の関係について、このように述べています。

「それでは、「ノンクリスチャンにも神の形はあり、理性や良心はある。また、抑制の恵みも働いている。だから、様々な生活の領域に関する法律は必要ない。すべて彼らの判断にゆだねよう」といえるだろうか。我々は、「基準と実際」を混同してはならない。これらは互いにまったく別の問題である。

神は人間に、聖霊を与えられただけではなく、基準もお与えになった。ヴァン・ティルは、エデンの園において、自然啓示だけではなく、すでに特殊啓示は存在し、それは、必要不可欠な部分であった、と述べている。人間の理性と良心が完全であった時代においてすら、すでに神の特殊啓示は存在したのである。つまり、園ににおいて、アダムには、自然だけではなく、「統治命令（創世記1・28）」と「禁令（1・16-17）」が与えられたのである。」

今日流行している「聖霊に導かれよう」との立場は、一面において真理であるが、「特殊啓示」についての理解が欠けているので不健全なのである。「聖霊の導きに従えば、正しいことを行える」ということは一面の真理であるが、同時に、人間には「聖書」という特殊啓示が必要である。」

どう読んでも、再建主義者は「自然法」や「一般恩恵」を全く否定しているとは読めないのです。私は、この掲示板の山谷先生の記事を読み、最近まで再建主義者は「自然法」や「一般恩恵」を全く否定している極端な立場だと思いこんでいたのですが、その認識はまちがっていたのでしょうか？

☐ **270** 異端宣告の理由

[山谷](#) - 2004/06/20 15:01 -

再建主義者、曰く：

>異端と宣告するからには理由が必要ですが、山谷氏にもスコットランド長老教会にも、理由などありません。

まず注意したいのは、わたしは再建主義に対して異端宣告をしたことは、かつて一度もなかったし、また、これからも、しないだろう、ということです。なぜなら、何度もこの場で述べて来ましたが、わたしは異端宣告を行うことが出来る立場には、立っていないのです。

ところが、スコットランド長老教会（フリーチャーチ）大会となると、話しは別です。大会には、そのカバリングの下にいる人たちに対して、公的な異端宣告を行うことが出来る権能があるのです。これは、カバリングの下にいる人たちが、誤った教理や実行によって逸脱することがないように、主イエスが教会に与えられた<解き・また・つなぐ>権能です。

そうして、スコットランド長老教会は、「再建主義が、ウェストミンスター信仰告白にも聖書教理にも違反する」（2001年大会決議）という明確な理由をもって、再建主義に対して公的な異端宣告を行ったのです。この問題については、まず1997年に、再建主義者の聖職就任を禁止し、さらに、2001年に、再建主義者への警告を行い、そして、2003年に、公式な異端宣告を行った、という経緯があります。その間、大会が任命した調査委員会が、再建主義について検討を重ねて来、大会はその報告書に基いて、諸中会の合意の上で、意志決定を行ったわけです。

スコットランド長老教会が行った、再建主義への公式の異端宣告は、姉妹関係にあるアメリカの諸長老教会に、少なからぬ衝撃を与えています。

というのは、メインライン-リベラルの合衆国長老教会（PCUSA）や穏健なカンバーランド長老教会を別として、アメリカ長老教会（PCA）でも正統長老教会（OPC）でも、再建主義者が中会や大会での影響力拡大を目指して、活発な工作を行って来ているからです。＜再建主義に対するスコットランド長老教会大会の排除姿勢＞については、PCAもOPCも最近の大会の議題に取り上げて検討を加えていますが、明確なコメントも結論も出すことが出来ず、「継続審議」扱いとなっています。

OPCの場合は、再建主義問題に関する調査委員会の設置を見送りましたが、これは、委員会を設置してその報告が出ることになれば、＜異端か正統か＞について白黒を明確にする決断を大会が下さなければならなくなり、それは、OPCの分裂を引き起こす危険性がありますから、慎重に事を選ばざるをえない、という事情があるのでしょうか。

再建主義の適否を判断するにあたり、最終的にはやはり、ウェストミンスター信仰告白との整合性を検討することになるわけですが、同告白が、司法律法の現代社会への適用を明確に否んでいる以上は、＜ウェストミンスター信仰告白に、大会の総意で修正条項を加える＞というような事態にならない限りは、再建主義が正統として認められることには、なり得ないと思われます。

□ 269 カイパー・ファウンデーション

[山谷](#) - 2004/06/19 09:58 -

もちろん、カイパー・ファウンデーションが「プロセオノミー」（再建主義推進派）の立場であることを認識した上で、リンクしました。

再建主義推進派のサイトが「スコットランド長老教会が再建主義に対して公式に異端宣告した」と報じているところに、ニュースとしての価値があると考えた次第です。

このことは、再建主義者自身が、自分たちの立場が改革長老教会から異端宣告を受けていることを認知していることを、意味しています。

■268 山谷さんは当然ここも見えますね
[フルプレテリストの掲示板ですが。](#)

ただのおじさん - 2004/06/19 08:10 -

前の発言はタグを使うのを忘れたので削除して下さい。

■266 公式の異端宣告

[山谷](#) - 2004/06/18 17:07 -

イギリス・サマーセット州のキリスト教系非営利団体「カイパー・ファウンデーション」の2003年6月5日付ニュースによりますと、スコットランド長老教会（フリーチャーチ）は、再建主義に対して、正式な異端宣告を行ったとのことです。詳細については、目下情報収集中です。

[カイパー・ファウンデーション2003年6月5日付ニュース](#)

[「再建主義大論争を回顧する」へ](#)